

京都市環境基本条例（抄）

平成9年3月31日条例第92号

（前文）

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱

（3）環境の保全に関する配慮の指針

（4）その他環境の保全に関する重要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境審議会

（審議会）

第34条 環境の保全に関する基本的事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置く。

（審議会の組織）

第35条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委任） 第37条 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

京都市環境審議会規則

平成6年5月19日規則第19号

(会長)

- 第1条 京都市環境審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

- 第2条 審議会は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

- 第3条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 2 部会の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 会長が指名する委員
- (2) 当該特別の事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

(庶務)

- 第4条 審議会の庶務は、環境政策局において行う。

(補則)

- 第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年8月1日から施行する。
(関係規則の廃止)
- 2 京都市公害対策審議会条例施行規則は、廃止する。
(経過措置)
- 3 第2条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会は、市長が招集する。

附 則（平成9年3月31日規則第144号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第145号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第145号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

部会について

1 環境基本計画評価検討部会

京都市環境基本条例に基づく「京都市環境基本計画」について、本計画に掲げている基本施策等の進捗状況や環境指標の点検を行うなど、進行状況の点検・評価を行うために設置している。

令和元年度については、次期個別計画の策定に合わせて内容の点検、見直しを行う予定である。

2 地球温暖化対策推進委員会

脱炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに京都市地球温暖化対策条例の規定による施策の評価及び見直しを行うため設置している。

令和元年度については、地球温暖化対策条例の見直し及び次期地球温暖化対策計画の策定に向けた審議を行う予定である。

3 生物多様性保全検討部会

京都の豊かな自然環境や文化を未来へと受け継いでいくため、目指すべき生物多様性保全の方向性を示す「京都市生物多様性プラン」の進行管理及び生物多様性保全について必要な検討を行うため設置している。

令和元年度については、次期生物多様性プランの策定に向けた審議を行う予定である。

4 京都環境賞選考部会

環境の保全に貢献する活動を実践している個人、団体を顕彰する「京都環境賞」の受賞者の決定に当たり、市長に意見を述べるため設置している。

令和元年度については、昨年度に引き続き、京都環境賞受賞者の選考について、審議を行う予定である。

5 環境保全基準部会

市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持することが望ましい基準について、本市の環境保全基準の改定の必要性やその内容などについて必要な検討を行うために設置している。

令和元年度については、必要に応じて開催の判断を行う。

(環境基本計画評価検討部会報告)

京都市環境基本計画（2016～2025）の進行管理に関する審議状況について

「京都市環境基本計画（2016～2025）」の進捗状況や環境指標の点検評価に係る事項を審議することを目的に、環境基本計画評価検討部会（以下、評価検討部会という。）を設置している。平成30年度については、「京都市環境基本計画」に基づき、点検・評価を行うとともに、年次報告書を作成した。加えて、計画の中間見直しに関する方向性について審議を行ったので、次のとおり開催概要を報告する。

1 開催概要

（1）第1回評価検討部会

ア 日時：平成30年9月6日（木） 午後1時30分～3時

イ 場所：職員会館かもがわ

ウ 議題

「京都市環境基本計画 年次報告書 環境レポート（案）－平成29年度事業実績－」について

エ 概要等

環境基本計画年次報告書（案）（平成29年度実績）に基づき、各指標の点検・評価結果及び各目標の総括である「まとめ」について、御意見をうかがった。

オ 主な御意見

- ・ 環境レポートが誰に向けて何を発信しているのか、というところがはっきりしていないのではないか。行政の実績をまとめたものとするのか、若しくは市民の環境教育のための啓発冊子とするのか目的が明確ではない。
- ・ 環境への関心度を向上するためには、大人の意識を変えるのは難しいので、幼児や小学生向けの環境学習を重点的に取り組む必要がある。
- ・ 企業においても社員教育として環境教育を大事にしているので、市でも後押ししていただきたい。

（2）第2回評価検討部会

ア 日時：平成31年1月31日（木） 午後1時30分～3時

イ 場所：職員会館かもがわ

ウ 議題

（ア）2020年度の環境分野の計画の改定について

（イ）環境基本計画中間見直しについて

エ 概要

（ア）環境分野の次期計画に向けての見直しの方向性について報告を行った。

（イ）環境基本計画の中間見直しの検討項目について御意見をうかがった。

オ 主な御意見

- ・ 計画の見直しにおいて、SDGsをどこまで重視するのかについては、議論する必要がある。
- ・ SDGsのゴールごとに施策を関連付けるのではなく、重点施策がSDGs

とどのようにかかわっているかという見せ方のほうが望ましい。

- ・ 地球規模の目標となると大きすぎるので、市民が取り組むことによって、効果が実感できるようなものとなれば良いと思う。

2 年次報告書「環境レポート - 平成29年度事業実績 - 」

評価検討部会での御意見等を踏まえ、『京都市環境基本計画 年次報告書 環境レポート - 平成29年度事業実績 - 』(参考資料3-1参照)としてホームページで公表を行った。

また、環境審議会及び環境基本計画評価検討部会において、発信方法や内容の難しさ等について御意見があったことから、市民に分かりやすく、環境教育・学習の教材として活用できるようなパンフレットとして、環境レポートの概要版『京都環境レポート - 平成29年度実績 - 』を作成した(参考資料3-2参照)。

京都市地球温暖化対策推進委員会における審議状況について

1 平成30年度の審議状況

(1) 開催回数

2回

(2) 開催日時

平成30年9月 6日（水） 午前10時00分～12時00分

平成31年2月12日（火） 午前9時30分～11時30分

(3) 議題

次の案件について報告・審議を行った。

第 1 回	平成30年度第1回京都市環境審議会での審議内容の報告
	平成29年度の委員会での議題等の取組結果の報告
	京都市地球温暖化対策計画の進捗状況
	2021年度以降の地球温暖化対策の方向性についての意見交換
第 2 回	COP24における本市の取組の報告
	2021年度以降の地球温暖化対策の方向性についての意見交換
	京都気候変動適応策の在り方研究会の設置についての報告

(4) 主な御意見

(ア) 京都市地球温暖化対策計画の進捗・評価に関すること

- ・取組が市民にどの程度受け入れられているか、また評価されているかという観点からも進捗管理できれば、今後の新しい施策実施や計画見直しなどの際にも有益である。
- ・調査や、啓発、直接温室効果ガスの削減につながる取組など、性質ごとに分類し評価する方が、評価の妥当性を検討しやすい。
- ・高評価の取組が多いものの、知っている取組が少なく、市民に浸透していない可能性がある。市民が協力しやすいように、何ができるか伝えてもらいたい。

(イ) 今後の京都市地球温暖化対策の方向性に関するこ

(i) 全体

・地球温暖化対策に取り組むことに対する機運の盛り上げについて

「地球温暖化対策にみんなで取り組んでいく時代になっている」ということについて、例えばマーケティング理論の活用等、いかにして認識してもらうかにしっかりと取り組むことが必要ではないか。

・適応策の導入及び市民・事業者との協働による具体的な取組の推進について

身近なものとして実感しやすい適応策と緩和策を結び付けた取組を、市民・事業者等と協働で進めていくべき。小規模分散のグリーンインフラの構築など、

様々な社会資本に、環境の視点を盛り込めるような検討が必要ではないか。

・市民全体へのライフスタイルの転換の呼びかけについて

ライフスタイル転換については、シェアリング（共同利用）の観点を位置付けていくことが必要ではないか。

(ii) エネルギーについて

・市民・事業者が排出係数の低い電気を選ぶことができる仕組みづくりの検討について

再生可能エネルギー比率の高い電気を販売する事業者から電気を購入することを促進する施策が必要であり、特に公共施設は率先して進める必要がある。

・再生可能エネルギー普及に向けた先進的な取組の検討について

蓄電池を共有化する仕組みや、地域内での電力融通等、都市部の特性に応じた京都ならではの取組を検討してもらいたい。

・バイオマス利用と林業振興がリンクする施策の展開について

森林に関しては、ゾーニング（優先的に管理、エネルギー利用、自然に返す等）等、広く長期的な視点で土地利用を考え、緩和・適応策の両方の観点で、経済や社会問題との同時解決につながる施策を検討してもらいたい。

・再生可能エネルギー普及に向けたエリア単位での仕組みの構築について

託送料を下げるなど、家庭・事業者等の個々の取組の枠を超えた、仕組みづくりを検討していくことが必要ではないか。

(iii) 新たな取組等の提案

- ・省エネ型家電への買替を促進するため、省エネ性能に関する周知啓発を図り、小規模世帯に呼びかけるなど、積極的に広報を行うべきではないか。
- ・再生可能エネルギーの導入を義務づける特定建築物^{*}の規模要件の拡大を検討してはどうか（※ 現行2, 000m²以上の建築物）。
- ・改修等の断熱性向上の取組には、環境面だけでなくヒートショック予防など、健康面においても、効果があることを積極的に周知していくべきではないか。
- ・FIT制度終了後の再生可能エネルギー利用の新たな仕組みを検討していくべきではないか。
- ・より利用しやすい太陽光発電の助成制度となるよう、普及の進んでいない既存住宅等を対象にした助成内容を検討していくべきではないか。
- ・ナッジのように「どのようにして伝えるか」という観点から、啓発を充実させていくことも考えてはどうか。
- ・ヨーロッパで事例がある、カーシェアリングやカープーリング（相乗り）、ロードライシングなど、先進事例の調査をしてみる価値があるのではないか。

2 令和元年度の審議予定

令和元年度は、3回程度開催する予定であり、主に京都市地球温暖化対策条例の見直し及び次期計画の策定について審議を行う予定である。

地球の気温上昇を
1.5°C以下に
抑えるため

2050年
CO₂排出量正味

ゼロ



へ！

2020年に本格始動する
「パリ協定」の着実な進展に
重要な意味を持つ
2つの大きな成果が
日本・京都で誕生！

2030

SDGsの達成

2019 パリ協定を支える
IPCC京都ガイドライン
1.5°Cを目指す京都アピール

京都市の環境マスコット
エコちゃん



IPCC第49回総会(京都開催)

2017 京都議定書20周年

持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言
2050年の世界の都市のあるべき姿

2015
パリ協定

1997

京都議定書

「IPCC京都ガイドライン」

正式名称は「2006年IPCC国別温室効果ガスインベントリガイドラインの2019年改良」。

今世紀後半に、温室効果ガスの排出量・吸収量の均衡（実質ゼロ）を目指した「パリ協定」の取組を推進していくうえで、必要不可欠な各国による温室効果ガスの算定のためのガイドライン。

パリ協定に参加する全ての国に提出が義務付けられている「GHG（温室効果ガス）排出・吸収量をまとめた目録（＝国別GHGインベントリ）」の作成の際に使用される見込みです。

2019年5月に京都で開催されたIPCC第49回総会では、180の国と地域から約480名（参加登録数）の各国の政府関係者や科学者が集まり、深い議論がなされた結果、ガイドラインの透明性や正確性を高めるための改良が加えられた「IPCC京都ガイドライン」が採択されました。

IPCC=「気候変動に関する政府間パネル」

「1.5℃を目指す京都アピール」

2019年5月11日（土）に京都市が環境省、総合地球環境学研究所、イクレイ日本、京都大学、地球環境戦略研究機関、京都市環境保全活動推進協会と共同で開催したIPCC総会記念シンポジウム「脱炭素社会の実現に向けて～世界の動向と京都の挑戦～」で、京都市長が「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す覚悟」を表明。

同席の原田義昭環境大臣をはじめ、関係者が登壇し、「IPCC1.5℃特別報告書」を踏まえ、世界の平均気温の上昇を1.5℃以下に抑えるべく、2050年ごろまでに二酸化炭素排出量の「正味ゼロ」に向けて、あらゆる方策を追求し具体的な行動を進めていくことを決意し、世界に訴える「1.5℃を目指す京都アピール」を発表（※）。

アピール内容は右記QRコード参照



【※アピール発表者（敬称略）】原田義昭（環境大臣）、石川智子（地球環境戦略研究機関 ジョイントディレクター）、江守正多（国立環境研究所 地球環境研究センター 副センター長）、高月紘（京都市環境保全活動推進協会理事長）、田村堅太郎（地球環境戦略研究機関 気候変動とエネルギー領域研究リーダー）、新川達郎（京のアジェンダ21フォーラム元代表）、西本清一（京都市産業技術研究所理事長）、安成哲三（総合地球環境学研究所所長）、山極壽一（京都大学総長）、浜中裕徳（イクレイ日本理事長）、門川大作（京都市長）

【原田義昭環境大臣のコメント】

鮮烈『京都アピール』。
今、地球温暖化、気候変動問題では、21世紀100年間の平均気温を19世紀のそれに比べて、「2度以内に抑えよう」、「いやそれでは十分でない1.5度以内に抑えなければ」という大議論が行われています。

そのためには日本は、従来は「2050年には基準年に比してCO₂を80%削減」を目指してきましたが、遂に今回の会合で、最も努力したであろう「門川大作 京都市長」が「2050年にはCO₂排出を実質的にゼロにする」と遙かに高い目標を『京都アピール』として宣言しました。

それを受け私は極めて高く厳しい目標ではあるが、政府を代表してこれを真摯に受けとめます。

1997年（平成9年），この京都で、いわゆる『京都議定書』が採択され、それがその後世界の環境政策の基本になったことは余り有名です。京都にはそれだけの歴史と文化と自然環境と、人々の努力が詰まったところです。

令和元年が始まったこの時期に、再び京都を舞台に、同じ国際会議場で、実に22年ぶりに、新しい環境目標を発信することは、日本にとっても、また世界の国々にとっても極めて意義深いことです。更にこれこそがSDGsの目指す高い目標に沿ったものもあるのです。（Facebookより関連部分を抜粋）

【門川大作京都市長のコメント】

「京都議定書」が大きく飛躍した「パリ協定」が実行の段階を迎えるようとする中、「パリ協定」の着実な進展を支える「IPCC京都ガイドライン」が承認されました。

また、IPCC1.5℃特別報告書を受け、「1.5℃を目指す京都アピール」を世界に発信することができました。

世界の気候変動対策の進展に再び京都が重要な役割を担えたことを誇りに思うとともに、あらためて責任の大きさを実感しています。

新たな「令和」の時代が「脱炭素の時代」となるように、2050年までの「CO₂排出量の実質ゼロ」を目指して、「京都議定書」、「IPCC京都ガイドライン」誕生の地の市長として、国内外の方々と連携を深め、覚悟をもって推進します。

令和元年5月発行：京都市環境政策局地球温暖化対策室
(電話：075-222-4555, FAX：075-211-9286)

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



(生物多様性保全検討部会報告)

生物多様性保全検討部会における審議状況等について

1 部会の構成員

板倉委員、喜馬委員、森本委員及び湯本委員（部会長）の本審議会委員4名に、5名の専門性を有する学識経験者等を加えた9名で構成。

2 部会の開催状況

(1) 第1回（平成30年7月6日）

ア 議題①京都市生物多様性プランに基づくリーディング事業の取組状況等について

(ア) 内容

プランに掲げるリーディング事業その他（詳細は資料5別紙を参照）について、次の内容を報告し、意見をいただいた。

- ・ 生息環境の保全に係る事業について
- ・ 環境教育・普及啓発事業について
- ・ 市民等の各主体を結びつけるネットワーク事業について

(イ) 主な意見

- 開設運用しているSNS（Facebook及びTwitter）について、ある程度進んでいることは評価できるが、（市民や社会の意識・行動が変わる）臨界点を超えていない。それに向けてさらに進めていくべき。
- 西京区の大原野森林公園は、国の重要里地里山500選にも選定されているが、シカの食害等で地域活動団体「森の案内人」の努力なくして自然が守られていらない状況であり、市として本格的に保全に取り組むべき。
- 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度は、多くの事業者や団体が参加しており成功している取組と言える。ただし、認定後の認定者へのフォローアップができていないこと、取組が希少種の系統保存に限られているといった課題があるため、次のステップについて検討すべき。
- 京都の自然環境の状況を把握するため、指標となる生物を用いた市民参加型自然環境調査を行うべき。
- 京都市生物多様性保全活動団体登録制度は、現状は登録側にメリットがないので、登録に対するフィードバックを出せるよう、登録団体のイベントをスタンプラリー形式にするなど、工夫してはどうか。

(2) 第2回（平成31年1月24日）

ア 議題①平成30年度第1回部会での議論に対する対応状況等について

(ア) 主な対応状況

- ・ 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度について、認定団体に対して、進捗状況等の調査をし、一部の取組を「京都の文化と生物多様性」（平成31年3月発行）で紹介した。
- ・ 市民参加型の自然環境調査について、令和元年度に実施することとなった。
- ・ SNSについて、Facebook及びTwitterで更なる閲覧者及びフォロワーの増加に向けて定期的な更新を続けている。また、令和元年6月からInstagramを開始した。

イ 議題②京都市生物多様性プランの取組状況等について

- (ア) 内容
 - ・ 生息環境の保全に係る事業について
 - ・ 環境教育・普及啓発事業について
 - ・ 市民等の各主体を結びつけるネットワーク事業について

(イ) 主な意見

- 今後、生物多様性を進めるに当たり、重要な視点は「食」であり、飲食業界や農業政策との連携していくべき。品種改良等に際しては、遺伝子の保全を保証したうえで行われるべき。
- 深泥池でジュンサイが増えすぎて問題になっている。天然記念物ではあるがサステナブルユースの視点を持って利用と管理をしていくべき。
- 小学生の頃から自然と触れ、生物多様性の重要性は教育していくことが大切であるため、教育委員会と密に連携していくべき。
- 生物多様性の概念を強調するのではなく、日常生活そのものが生物多様性に関わっていることを考えるための提示を工夫する必要がある。

3 今後の審議予定

(1) 次期プランの策定スケジュール

- | | |
|-------------|----------------------|
| 令和元年 7月 30日 | ・環境審議会へ諮問 |
| 令和 2年夏頃 | ・次期戦略についての環境審議会からの答申 |
| 令和 3年 3月 | ・次期戦略の策定 |

(2) 部会の開催予定

- | | |
|---------|---------|
| 令和元年度 | 4回開催を予定 |
| 令和 2 年度 | 2回開催を予定 |

京都市環境審議会 生物多様性保全検討部会 平成30年度委員名簿

(任期：平成29年7月から令和元年6月30日まで)

(平成31年4月1日現在)

氏 名	所 属	専門分野
板倉 豊	京都精華大学名誉教授	環境教育
菊池 玲奈	結・社会デザイン事務所代表	地域活性化
喜馬 爽	京都市環境審議会市民公募委員（第12次）	市民活動
竹門 康弘	京都大学防災研究所准教授	生態系管理
畠 佐代子	全国カヤネズミ・ネットワーク代表	外来種
原口 真	MS & ADインターリスク総研株式会社 リスクマネジメント第三部環境・CSRグループ 産学官公民金連携・特命共創プロデューサー	環境経営
久山 喜久雄	フィールドソサイエティー代表	環境教育
森本 幸裕	京都大学名誉教授	景観生態学
◎ 湯本 貴和	京都大学靈長類研究所教授	生態保全

◎：部会長

(敬称略、五十音順)

京都市生物多様性プランに基づくリーディング事業の取組状況等について（要約）

平成26年3月に策定した「京都市生物多様性プラン～生きもの・文化豊かな京都を未来へ～」（以下「プラン」という。）に基づき実施してきた取組の進捗状況について、平成30年度以降に実施したリーディング事業を中心に報告する。

1 生きものの生息環境の保全

(1) 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度

京都の祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生のため、活動していただく団体の取組を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」を創設し、推進している。

創設以降、20件のプロジェクトを認定し、221の団体・事業所で取り組んでいただいている（平成31年3月31日時点）。

2 理解し行動する市民の支援～人づくり～

(1) 京の生きものホットスポット調査

市内の生物多様性保全上重要な場所（ホットスポット）において、活動団体等と連携し、生きものの生息状況のモニタリング調査を行っている。令和元年度には、データが不足している農耕地について、本市が調査を実施する予定である。

(2) 親子生きもの探偵団

京都市の生物多様性の保全に向けた行動の必要性を理解していただくための環境教育・普及啓発の一環として、親子を対象にした自然観察会「親子いきもの探偵団」を開催している。平成30年度までに27回開催し、延べ1,025名が参加している。

平成26年度開催実績	計3回開催、106名参加
平成27年度開催実績	計6回開催、232名参加
平成28年度開催実績	計6回開催、222名参加
平成29年度開催実績	計6回開催、244名参加
平成30年度開催実績	計6回開催、221名参加



平成30年度 第2回「大原」



平成30年度 第3回「涉成園」

(3) 地域生きもの探偵団

生物多様性の大切さや豊かな地域の魅力を学ぶことを目的として、市内の小学校が授業等で実施する生きものの観察に、本市が専門家を派遣し、児童が多様な生きものたちのつながり等について学ぶことができる「地域生きもの探偵団」を実施している。これまでに22回開催し、延べ1,181名の児童が参加している。

平成27年度開催実績 計5回 278名参加

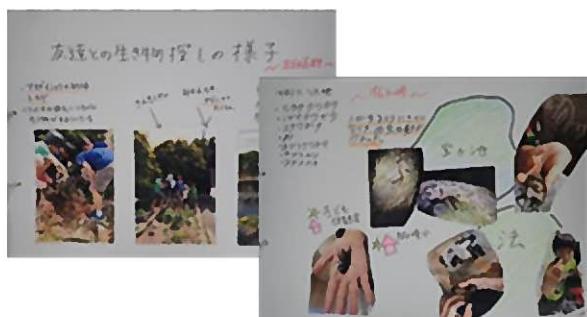
平成28年度開催実績 計5回 277名参加

平成29年度開催実績 計5回 215名参加

平成30年度開催実績 計5回 411名参加

(4) まちかど生きもの観察記

子供たちが本市の豊かな自然に触れ、生きもののつながりの大切さなどについて理解を深められるよう、身近なまちかどで発見した生きものの情報を作品にした「まちかど生きもの観察記」を募集し、平成30年度は個人の部は73点、団体の部は11点の作品を応募いただいた。その中から、特に優れた作品18点を表彰し、ゼスト御池で入賞作品の展示を行った。



最優秀作品(団体の部)



最優秀作品(個人の部)

(5) 普及啓発活動

ア 生物多様性セミナー



平成30年11月23日開催(キャンパスプラザ京都、200名参加)

イ 市内全図書館における生物多様性コーナーの設置



中央図書館



右京中央図書館

ウ 各種イベントでのブース出展



西京区民ふれあいまつり



サイエンスフェスティバル

(7) 普及啓発冊子の発行

平成30年度は平成31年3月に以下のア～ウの3種類を発行した。

ア 「京（みやこ）の生きもの発見ガイド」（A5版）

「五感を使って自然と親しむ」ことをテーマとして、野鳥や昆虫の形態や鳴き声、植物のにおいなど、「見る」「聞く」「触る」「嗅ぐ」「食べる」ことで実感することのできる身近な生きものの様々な特徴を紹介している。

イ 「京都の社寺と生物多様性 第四号」（A4版）

京都ならではの自然環境を形づくる重要な要素である、社寺林や庭園の多様な生きものを紹介している。本冊子では「北野天満宮」と「東福寺」について紹介している。

ウ 「京都の文化と生物多様性」（A5版）

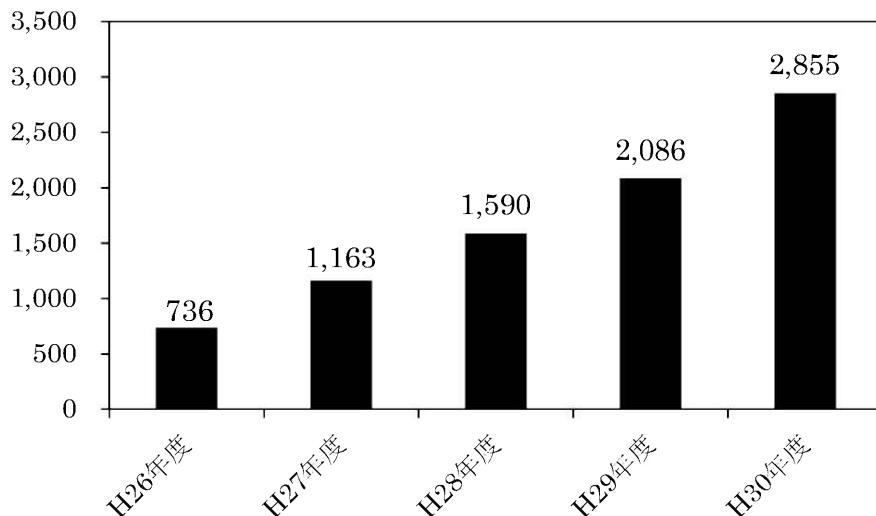
「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」の認定企業・団体による、京都の文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組等を紹介している。

3 活動を促す仕組みとネットワークの構築～ネットワークづくり～

(1) 京・生きものミュージアム～京都市生物多様性総合情報サイト～(平成26年10月開設)

生物多様性に関する様々な情報を収集・発信するとともに、市民、活動団体、事業者など多様な参加者を結び付ける役割を担う生物多様性総合情報サイト「京・生きものミュージアム」を開設し、活用している。

京・生きものミュージアム 訪問回数（月平均）



(2) SNS

平成22年度にTwitter「京都エコちゃんねる」を、平成25年度にFacebook「京のいきもの探偵団」を開設し、京都の生物多様性に関わる情報を積極的に発信し、事業等の周知やポータルサイトへの誘導につなげている。

なお、これまで本市からの働きかけが希薄であった10代から30代や女性をユーザー層を持つInstagram「京・生きものミュージアム」を令和元年6月から開設した。

ア Twitterの運用実績

フォロワー数：727名（令和元年7月18日現在）

年間投稿数：50件（平成30年度）

年間閲覧数：39, 366回（平成30年度）

イ Facebookの運用実績

フォロワー数：257名（令和元年7月18日現在）

年間投稿数：71件（平成30年度）

年間閲覧数：39, 206回（平成30年度）

(3) 京都市生物多様性保全活動登録制度

生物多様性保全活動に参加を希望する市民の皆様と、市民の皆様の協力を希望する保全活動団体を結び付ける「京都市生物多様性保全活動登録制度」を創設し、運用している。登録の受付や制度の運用は、ポータルサイト「京・生きものミュージアム」において行っている。

これまでの登録数は、114名の個人と33団体である（平成31年3月末現在）。

平成30年度(第16回)京都環境賞に係る受賞者の選定について

京都環境賞は、地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生物多様性の保全をはじめとした環境保全に貢献する活動を実践している団体等を顕彰することにより、環境に関する市民の関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図るために、平成15年度に創設した。

受賞者の決定に当たり、京都環境賞選考部会（以下「部会」という。）において、応募者から受賞候補者を選定している。

1 実施状況

(1) 募集期間：平成30年6月1日(金)～8月31日(金)

(2) 応募件数：34件

(3) 部会の開催

ア 日時：平成30年12月19日(水) 午前10時～正午

場所：消費生活総合センター研修室

イ 選考委員（選考時点）

氏名	役職名
浅岡 美恵	京のアジェンダ21フォーラム 幹事、特定非営利活動法人気候ネットワーク 代表
石川 一郎	株式会社京都新聞社 論説委員長
長畑 和典	特定非営利活動法人KES環境機構 専務理事
平林 幸子	京都中央信用金庫 副会長
山内 寛	京都市ごみ減量推進会議 副会長、京都市ごみ減量めぐるくん推進友の会 顧問
○山田 國廣	京都精華大学 名誉教授
岡田 憲和	京都市 副市長

(部会長(○印)、本市職員を除く五十音順)

ウ 受賞者：裏面2のとおり

(4) 表彰式

ア 日時：平成31年1月29日(火) 午後4時～午後5時

イ 場所：市役所本庁舎第一応接室

ウ 出席者：山田部会長、京都市会議長及び副議長、市長、岡田副市長ほか

2 受賞者一覧

(敬称略)

賞 の 種 類		受 賞 者
京 都 環 境 賞 (大賞)		一般社団法人 祇園祭ごみゼロ大作戦
特別賞	市 民 活 動 賞 (個人・団体による活動が対象)	特定非営利活動法人 森守協力隊
	企 業 活 動 賞 (企業による活動が対象)	株式会社島津総合サービス 第2業務部 植栽グループ
	環 境 教 育 賞 (小・中・高校による活動が対象)	京都市立西京高等学校附属中学校
	K E S 推 進 賞 (KES登録団体による活動が対象)	京都かんきょう株式会社
	環 境 未 來 賞 (大学や学生等のサークルによる活動が対象)	森林ボランティアサークル 森なかま(京都府立大学)
	エ コ 学 区 賞 (エコ学区による活動を対象)	桃山エコ推進委員会
奨 励 賞		株式会社ほんまもん
		日本新薬株式会社
		京都北山やままゆ塾(京都工芸繊維大学)
		かんきょうと(龍谷大学)
エ コ 学 区 奨 励 賞		タカガミネ 鷹峯社会福祉協議会
		ショウトク 尚徳学区自治連合会
		ホウエン 豊園エコ推進委員会
		ユウリン 有隣学区ごみ減量推進会議
		京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター
		梅津まちづくり委員会

3 令和元年度の実施計画

昨年度と同様に募集等を行い、部会において受賞候補者を選定していただく。

<令和元年度(第17回)京都環境賞>

募集期間：令和元年6月1日(土)～8月30日(金)

平成30年度京都環境賞受賞者の活動内容

1 京都環境賞

一般社団法人 祇園祭ごみゼロ大作戦

【テーマ】 祇園祭宵山におけるごみ減量活動を通した環境教育と持続可能な地域づくり

【活動内容】

祇園祭の宵山において、市民・事業者・行政などの幅広いパートナーシップによって、約20万食分のリユース食器の貸出や、約2,000人のボランティアの協力によるエコステーションの設置、散乱ごみの清掃活動等を行っている。また、ごみ量や散乱ごみの減少だけでなく、全国から参加するボランティアや数十万人規模の来場者に京都発のこの活動を体感してもらうことで、広くごみ減量活動の普及啓発に寄与している。

2 特別賞

市民活動賞	特定非営利活動法人 森守協力隊 【テーマ】 モリモリ 炭マイレージリテラシー	京北地域で森林整備に取り組むとともに、その際に発生した間伐材を用いた「北山杉炭」を地元のバーベキュー場等で販売して地産地消に取り組むことで、輸入木炭の運搬に伴い発生するCO ₂ の削減に寄与する「炭マイレージリテラシー」の考え方の普及や実践に努めている。
企業活動賞	株式会社島津総合サービス 第2業務部 植栽グループ 【テーマ】 島津の森での環境保全活動 ~構内夏雑草の堆肥化~	島津製作所内の植栽管理で発生した刈草はこれまで堆肥化が難しく廃棄していたが、試行錯誤を経て、新たな発酵手法の開発に成功し、その堆肥を島津製作所内の「島津の森」等の構内緑地に使用して、草木を育成している。
環境教育賞	サイキョウ 京都市立西京高等学校附属中学校 【テーマ】 持続可能な社会に向けたエネルギー環境教育 ~教科の学習と課外活動を通して~	生徒にエネルギー・環境問題について幅広く学び、実践力を身に着けてもらうため、クロスカリキュラムを取り入れた教科横断的な学習や、企業による出前授業及び集団学習により、多面的・多角的なエネルギー環境教育を実施している。
KES推進賞	京都かんきょう株式会社 【テーマ】 HKS環境認証検定試験の創設と実施	日頃の家庭ごみの収集運搬業務で必要な環境に係る知識を習得し、職員のサービス向上を図るために、社内教育の一環として専門家等と連携して独自に作成した環境資格認証検定（HKS検定）を実施している。
環境未来賞	森林ボランティアサークル 森なかま (京都府立大学) 【テーマ】 大学生による森林・竹林整備及び木材利用を通じた森林への関心を広げる活動	「森林に興味・関心をもつ学生が日本一多い大学にすること」を目指し、地域や行政と協力しながら、森林・竹林の整備や、その際に伐採した木材の大学構内のベンチ等への利用、イベントでの森林保全に係る啓発等を実施している。
エコ学区賞	桃山エコ推進委員会 【テーマ】 エコ×子育て×防災 ~環境活動を通じた世代間交流で地域力アップ~	自発性と協調性を基本とし、地域に根ざしたエコ活動を実践することを目指して、せん定枝を利用した「ロケットストーブ」の地域での普及や、苗配布によるグリーンカーテン、生ごみ堆肥化講習会、児童向けの出前授業及びイベントでの啓発等を実施している。

3 奨励賞

<p>株式会社ほんまもん</p> <p>【テーマ】 いなか塾 ～「生き抜く力」を育むプログラム～</p>	<p>自然への興味・関心の向上や、昔ながらの知恵などを学んでもらうため、通信制高校の学生に久多にある民宿に滞在してもらい、自然や地域の方と触れ合う体験プログラム「いなか塾」を実施している。</p>
<p>日本新薬株式会社</p> <p>【テーマ】 KES環境改善活動</p>	<p>KESステップ2の環境改善活動として、電気使用量の削減やフタバアオイ等の育成による生物多様性保全等に取り組むとともに、市内の小学校で植物の二酸化炭素吸収実験等を通じた出前授業を実施している。</p>
<p>京都北山やままゆ塾（京都工芸繊維大学）</p> <p>【テーマ】 京のヤママユの里づくりプロジェクト ～虫たちを観て触れて知ることで環境の現状と将来を考える～</p>	<p>北山に残る里山の自然環境に生息するヤママユをはじめとした生きものたちと触れ合うことで、身近な自然環境を大切にする心を育てるため、観察会や公開講座、小学校でのヤママユの飼育等を行う出前授業等を実施している。</p>
<p>かんきょうと（龍谷大学）</p> <p>【テーマ】 キヨウ ゼロ マーケット kyo 0 market</p>	<p>賞味期限前の食品を寄付で集めて無料で提供する「もったいないスーパー」をはじめとした様々な催しを展出した「kyo 0 market」を開催し、食品ロスや生ごみ問題を市民に啓発するとともに食品ロス削減に取り組んでいる。</p>

4 エコ学区奨励賞

<p>タカガミネ 鷹峯社会福祉協議会</p> <p>【テーマ】 地域ぐるみの省エネ・快適生活サポートプロジェクト</p>	<p>熱中症の被害が多い夏場の室内での高齢者の暮らしをエコと地域の「たすけあい」の力でサポートするため、高齢者宅で省エネグッズによる省エネ体験を実施するとともに、介護老人保健施設等において家庭でできる省エネ学習会を実施している。</p>
<p>ショウトク 尚徳学区自治連合会</p> <p>【テーマ】 「防災×エコ」+「緑化」=「地域コミュニケーション」</p>	<p>地球環境の改善が災害予防につながることを学ぶため、「防災」と「エコ」を組み合わせた学習会を開催するとともに、グリーンカーテンの普及活動など、中学校や地域の緑化を通じた日常的なコミュニケーションによる安心安全な環境づくりを実施している。</p>
<p>ホウエン 豊園エコ推進委員会</p> <p>【テーマ】 レツツ・エコチャレンジ！ 衣編～食編</p>	<p>学区内で若い世代を育てるきっかけとしてエコに着目し、古着のリメイク体験と専門家による環境活動に係る講義を合わせた、小学生や保護者等を対象としたワークショップの開催や、地域での省エネ学習会等を実施している。</p>
<p>ユウリン 有隣学区ごみ減量推進会議</p> <p>【テーマ】 継続的な資源物回収事業の取組</p>	<p>環境汚染の防止や資源物の有効利用を進めるため、学区内で毎月1回、昼間だけでなく夜間にも使用済み蛍光管やビール瓶等の回収を行うとともに、学区内の祭りの際に、LED照明やリユース食器の利用等によるエコ化を実施している。</p>
<p>京都市上鳥羽北部 いきいき市民活動センター</p> <p>【テーマ】 「環境に優しいエコのまち上鳥羽」を未来につなげるために…。</p>	<p>地域住民の協力により「上鳥羽北部いきいきおひさま発電所」を設置したのをきっかけに、エコを感じてもらおうと、リユース食器の普及活動や子どもが「見て・触れて・楽しく学んで遊べる」エコ体験イベントを実施している。</p>
<p>梅津まちづくり委員会</p> <p>【テーマ】 梅津地域を対象とする自然・環境課題に対する様々な取組</p>	<p>梅津の宝である「地域の歴史」と「自然・環境」を多くの住民や子どもたちに知ってもらい、環境を慈しみ守る想いを育むため、桂川や有栖川での自然観察会や清掃活動、地域の小学校と連携した環境学習会等を実施している。</p>

**環境分野の計画策定等に向けた方向性及び
「京都市環境基本計画（2016～2025）」の中間見直しについて**

1 環境分野の計画策定等に向けた方向性について

(1) 次期計画の策定等に当たっての見直し

ア 京都市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の個別計画については、全ての計画が令和2（2020）年度に、計画年限を迎えることから、次期計画を策定する必要があるが、環境基本計画については、計画年限が令和7（2025）年度までとなっているものの、次期個別計画の策定に合わせて、内容の点検、見直しを行う。

イ 環境基本計画の見直し及び次期個別計画の策定に当たっては、次の観点をもって見直しを行う。

(ア) 各個別計画の必要性を検討し、統合可能な計画については統合することにより、政策分野の柱を「地球温暖化対策」、「生物多様性」、「ごみ減量・資源循環」として見直しを行う。

(イ) 計画体系の整理を行い、基本理念、施策目標について、整合性を取るように記載を改める。

ウ イを踏まえた環境基本計画及び各個別計画の見直しのイメージは、
別紙1のとおり。

(2) 環境基本計画の中間見直しの基本的な考え方

構成の大幅な変更は行わず、10の基本施策及び環境指標（客観的指標）については、次期個別計画の内容を反映する（別紙2参照）。

その上で、「京都市が目指す環境像」や「長期的目標」等に、次の内容を反映する。

ア 次期「京都市基本計画（令和3（2021）年度～）」の京都の未来像（めざすべき京都の姿）

イ 「京都市レジリエンス戦略」の視点

ウ 「第五次環境基本計画（平成30年度～）」の基本的方向性（SDGsを活用し、環境・経済・社会の統合的向上を目指す。パートナーシップの充実・強化など）

エ 持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言（2050年の世界の都市のあるべき姿）

オ SDGsの考え方（現行の環境基本計画とSDGs目標との関連について、整理を行い、それを基に検討を行う。）

(3) 環境基本計画の個別検討項目

ア 環境指標について

(ア) 主観的指標（市民の実感度に関する指標）

経年変化を見る必要があるため、できる限り変更は行わない。

(イ) 客観的指標（施策・事業の目標値）

個別計画の策定内容を反映させる必要があるため、指標及び数値目標（目標年度）の変更を反映する。

その他、今後の取組内容を踏まえ、状況に応じて指標の見直しについて検討を行う。

3 今後のスケジュール

令和元年 9月 環境基本計画評価検討部会

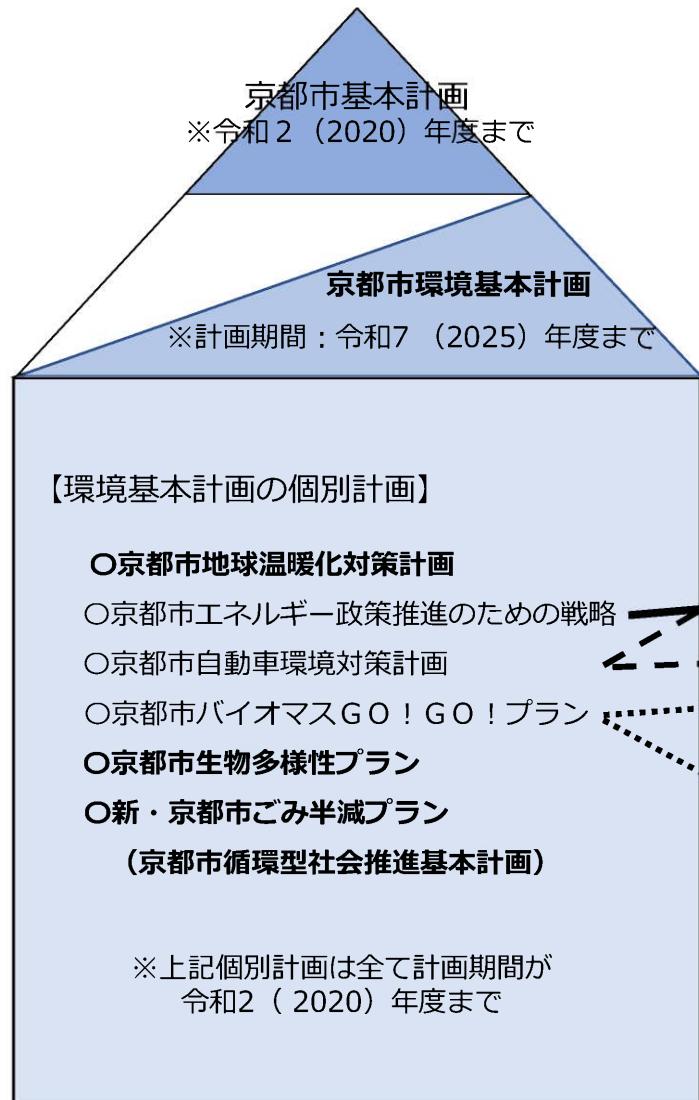
令和2年 春 環境審議会
(次期個別計画等策定の検討状況の中間報告)

夏 環境審議会
(個別計画答申・見直し案報告)

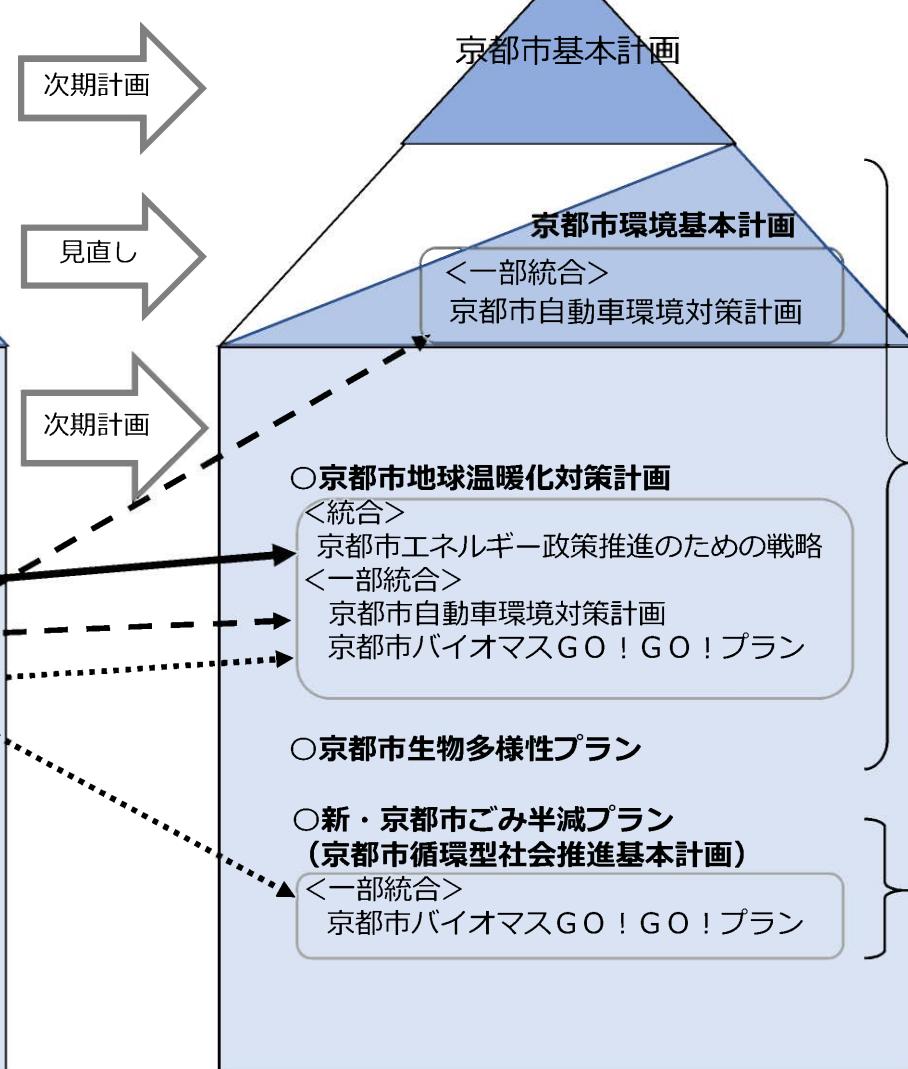
令和3年 3月 環境基本計画改定

環境基本計画及び各個別計画の見直しのイメージ

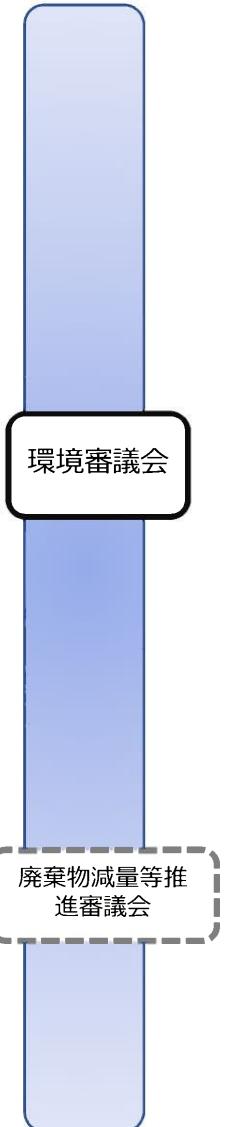
【現行】



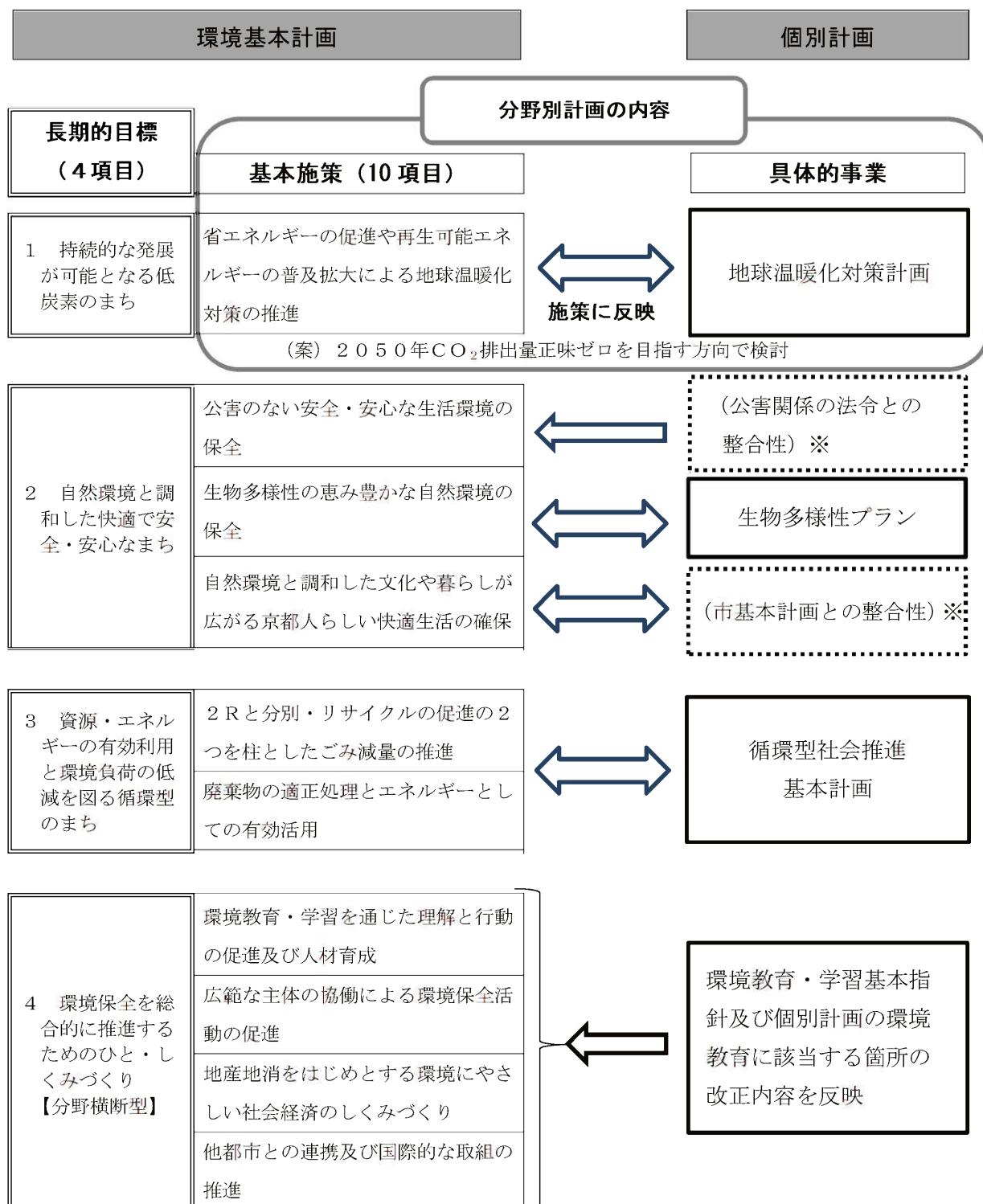
【次期計画策定・統合後】



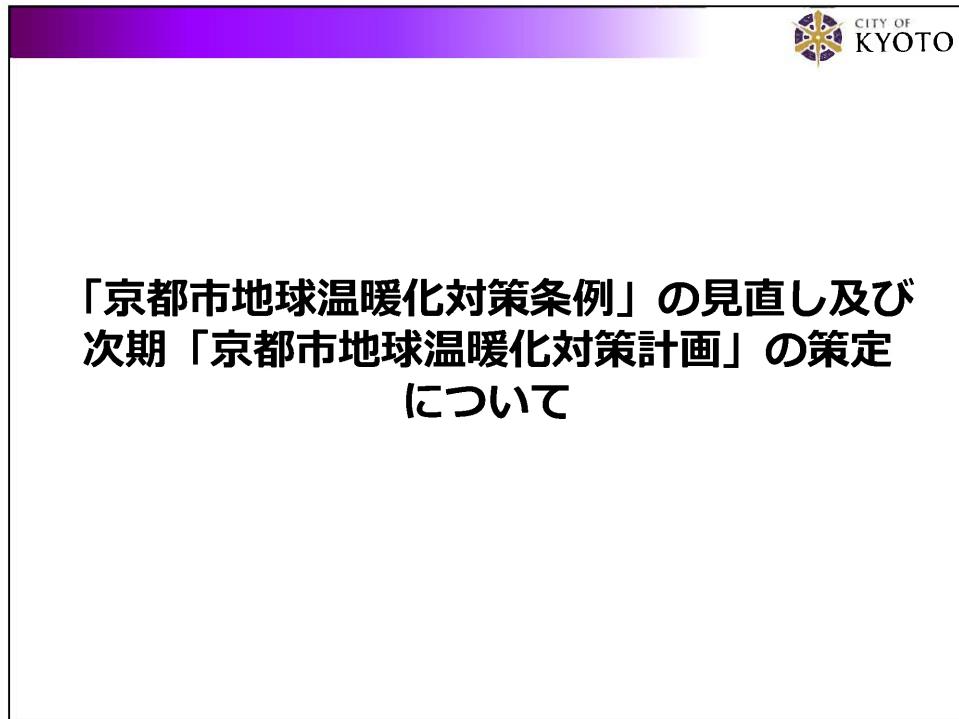
計画策定の検討
計画の進行管理



環境基本計画と個別計画等との関連性のイメージ



※ 環境基本計画において、個別計画と関連性のないものについては、法令（例：公害）や市の上位計画の内容を反映させる。



**地球温暖化
の危機**

地球温暖化の影響の将来予測 －環境省「2100年 未来の天気予報」－

地球温暖化対策が実を結ばなかつた場合の夏は・・・

今日の各地の最高気温		今年の猛暑日予想 (猛暑日…最高気温が35℃以上)	
熊谷	44.9°C	京都	66日
名古屋	43.4°C	熊谷	63日
東京	42.8°C	名古屋	63日
京都	42.3°C	東京	60日
福岡	37.5°C	那覇	27日

京都市の8月の**最高気温は
42度を超え、猛暑日が66日**

全国での**熱中症**などによる
死者は1万5千人を超える。

このほか、豪雨による洪水・土砂災害や農作物への影響など、我々の生活に深刻な影響が生じる。

(出所) 環境省「COOL CHOICE」ホームページ
<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/2100weather/>

地球温暖化の危機

京都でも顕在化する地球温暖化の影響

●平成30年度の猛暑
14日間連続の猛暑日、祇園祭の行事の一つ「花傘巡行」の中止



気温上昇2℃に抑えても、
国内での猛暑日の発生回数は1.8倍に
(気象庁気象研究所、東京大学大気海洋研究所、国立環境研究所による研究)

●平成30年7月豪雨（西日本豪雨）
現在の気候では発生確率は極めて低いが、
温暖化した将来では珍しくなくなる

（第1回気候変動適応近畿広域協議会 京都大学防災研究所中北教授
講演資料より）



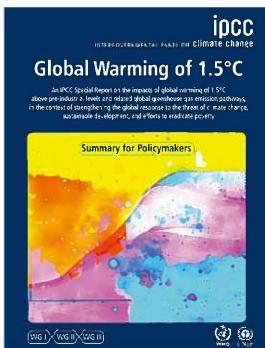
このままでは、市民生活はもとより京都の文化・伝統への
影響がさらに顕著になり、京都が京都でなくなってしまう

2

**地球温暖化対策
推進に向けた動き**

世界では脱炭素社会への目標を共有

2015年12月
京都議定書から飛躍した「**パリ協定**」採択
「世界的な平均気温上昇を2℃より十分
低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を
追求する」という目標を世界が共有



ipcc
INTERGOVERNMENTAL PANEL ON CLIMATE CHANGE
Global Warming of 1.5°C
An IPCC Special Report on the impacts of global warming of 1.5°C above pre-industrial levels and related global greenhouse gas emission pathways, in the context of strengthening the global response to the threat of climate change, sustainable development, and efforts to eradicate poverty

Summary for Policymakers

(出所 : IPCC)



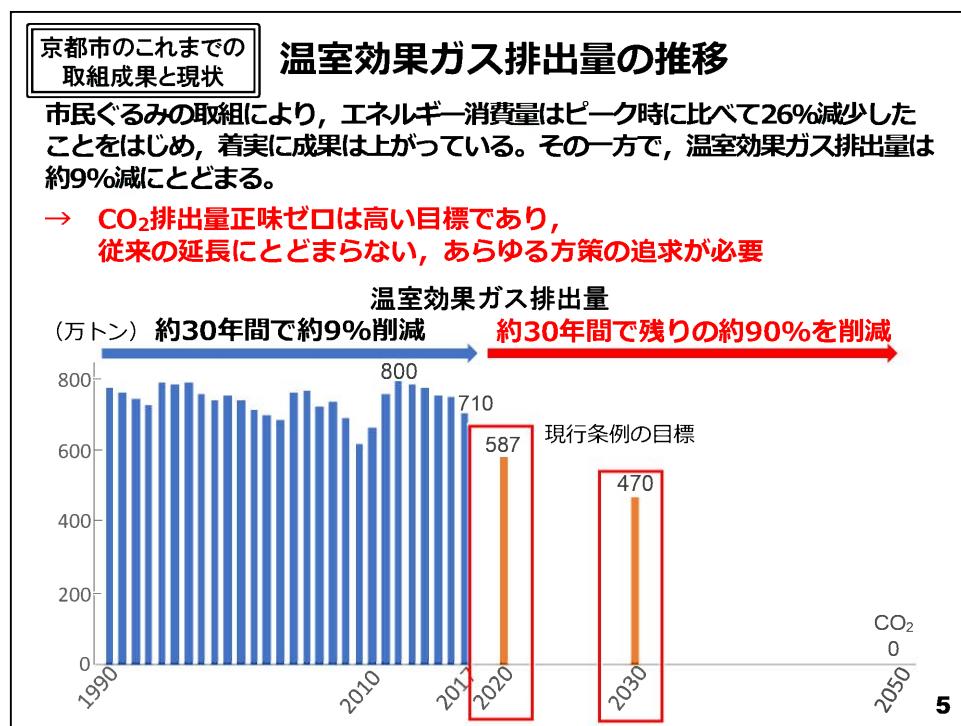
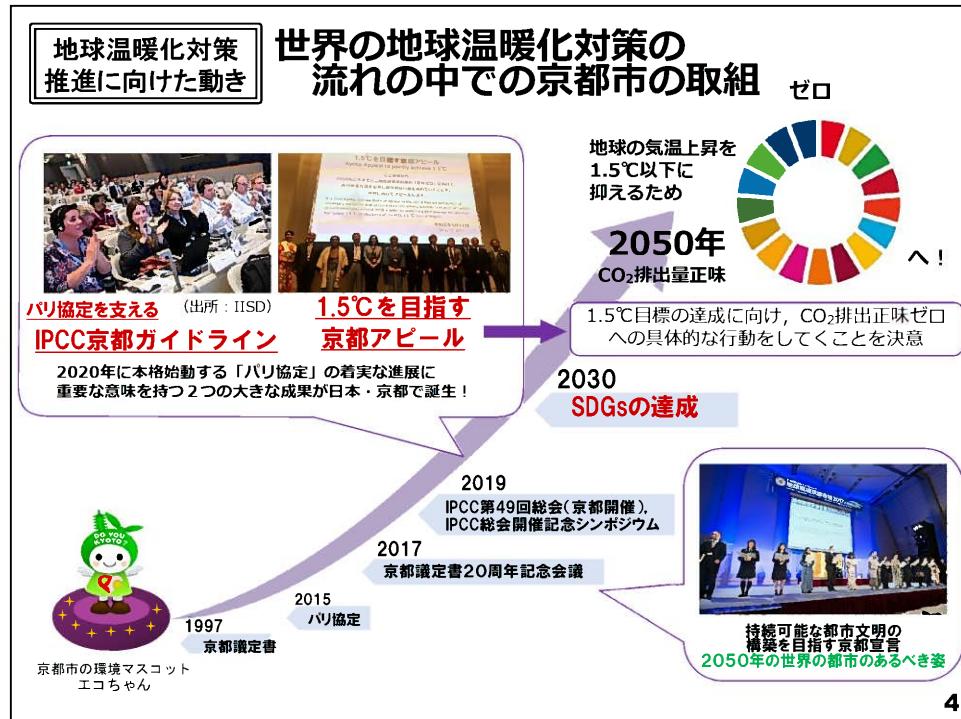
Nations Unies
Conférence sur les Changements Climatiques 2015
Paris, France

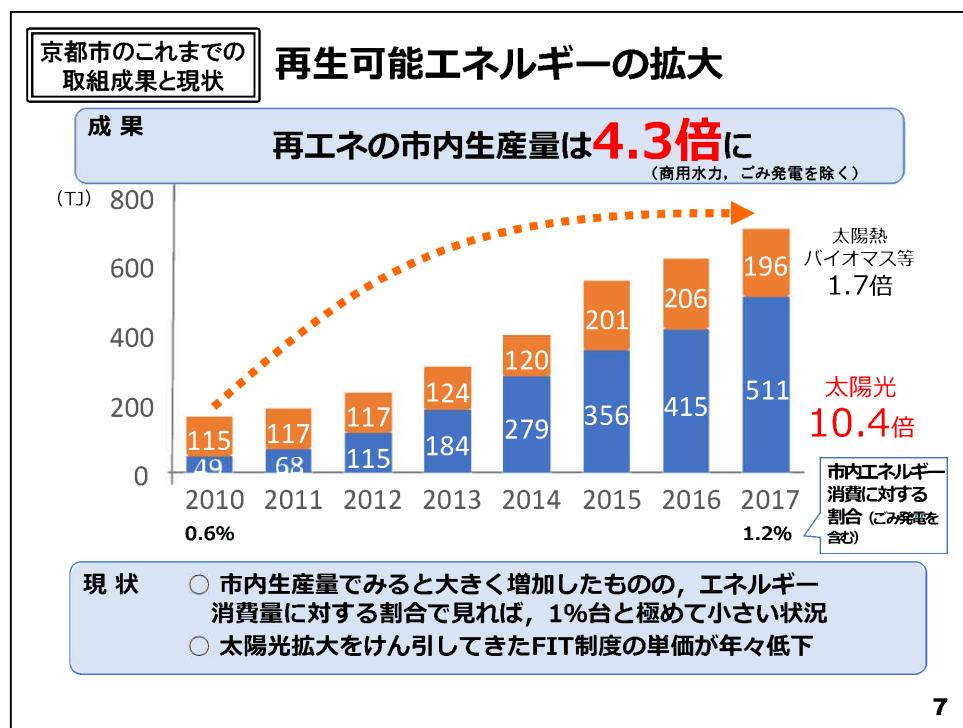
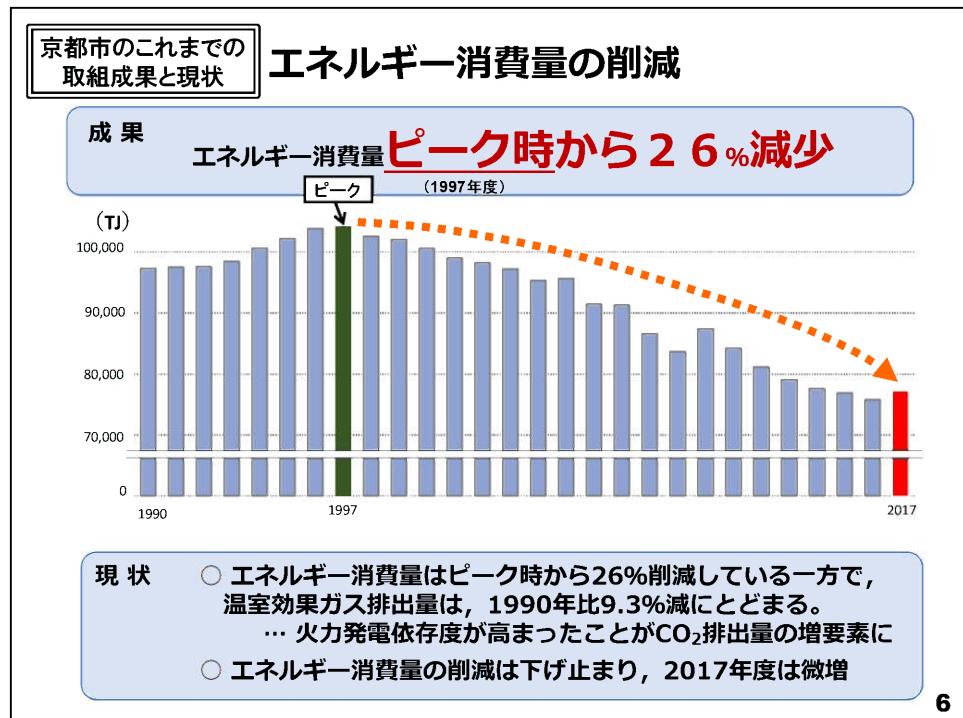
(出所 : United Nations Framework Convention on Climate Change)

2018年10月：「IPCC1.5°C特別報告書」公表

- 世界の平均気温は2017年度時点での工業化前に比べて約1℃上昇
- 現在の度合いで温暖化が進行すれば、2030～52年の間に1.5°Cに達する可能性が高い
- 気温上昇が2℃の場合と1.5℃の場合では生じる影響に顕著な差がある。
- 1.5°C以下に抑えるためには、**2050年前後にCO₂排出量を正味ゼロ**にする必要があることが示された。

3





論点

今後の検討に当たっての主な論点

(1) 削減目標の設定

- ・長期目標としての「2050年CO₂排出量正味ゼロ」
- ・2030年度の目標の設定（現行は1990年度比▲40%）

(2) 各主体が担う役割の明確化

- ・京都市として可能な最大限の取組を検討
- ・国が果たすべき役割への提案・要望
- ・民間で求められる取組の誘導・働きかけ

(3) 重点取組

ア 2030年を見据えた検討事項

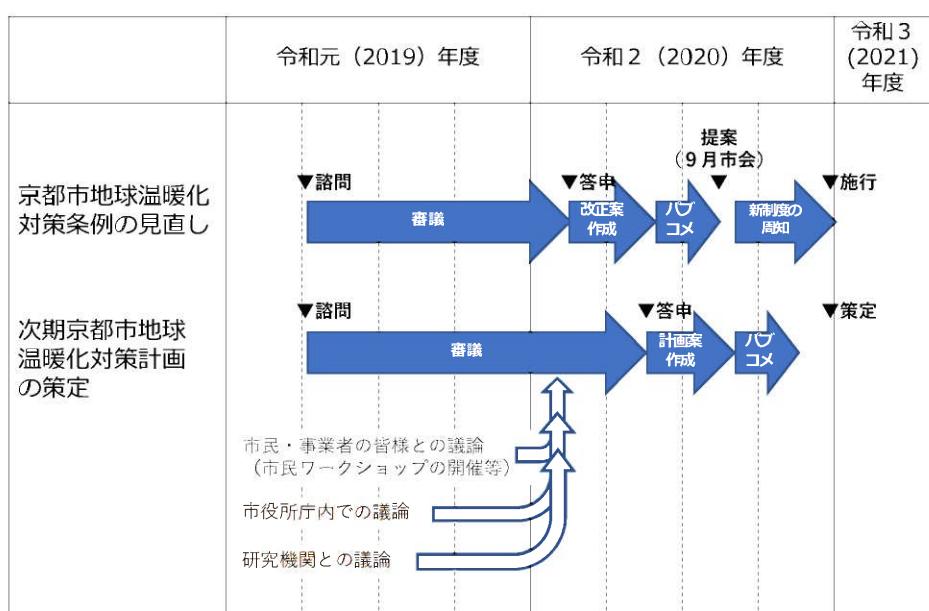
- ・新たな再生可能エネルギー普及施策の構築
- ・家庭部門、建築物等の対策強化

イ 2050年を見据えた検討事項（キーワード）

新たなライフスタイルの創造・普及、担い手の育成、
イノベーション、地球温暖化対策と経済成長の同時推進、
継続的な取組の進化など

8

スケジュール（予定）



9



次期「京都市生物多様性プラン」 の策定について

京都市生物多様性プラン（現行）について

生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」として
平成26年3月に策定

1 目標年次

2020年度

2 基本理念

生物多様性の保全・再生と持続的な利用

3 あるべき姿

京都の豊かな文化が世代を超えて継承されるよう
に、全ての人が生物多様性の恵みを生活の一部として
再認識し、地域資源を生かした持続的な暮らしや
経済活動が行われている社会



4 2020年度までに達成すべきこと

- ア 京都の暮らしや文化を支える生態系や生きものが守られている
- イ 市民や事業者等が生物多様性の恵みを理解し、行動を始めている
- ウ 生物多様性の恵みを生かした持続的な暮らしや経済活動が行われている

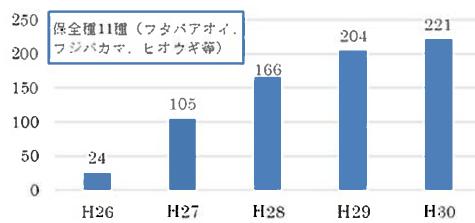
これまでの主な取組

【生きものの生息環境の保全】

- 京の生きもの・文化協働再生プロジェクト

- ・認定企業・団体は200以上に拡大
- ・絶滅の危機に瀕していたフジバカマやフタバアオイ、ヒオウギの復元が図られ、京都の祭りや文化の維持に貢献するなど一定の成果

京の生きもの・文化協働再生プロジェクト
団体事業所数



- 市民等との協働による三山の景観保全のための森林整備の推進
- 有害鳥獣の捕獲の強化

2

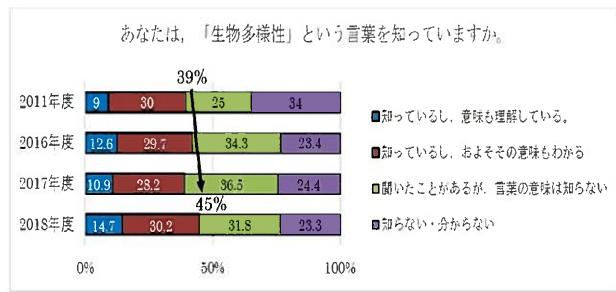
これまでの主な取組

【生物多様性の保全を理解し行動する市民の応援 ～人づくり～】

- 「京都生きもの100選」の選定
⇒ 四季折々に見られる身近な自然に関する情報を取りまとめ発信



- あらゆる機会を捉えた環境教育や普及啓発の実施
⇒ 自然観察会の実施やセミナーの開催、普及啓発冊子の配布等



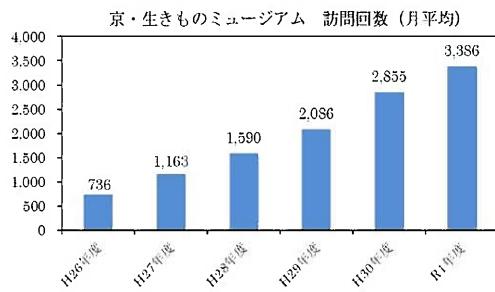
自然観察会
(親子生きもの探偵団) の様子

3

これまでの主な取組

【活動を促す仕組みとネットワークの構築～ネットワーク作り～】

- 「京・生きものミュージアム」を開設
⇒ 生物多様性に関する情報の収集・発信をはじめ、保全活動を行う事業者、団体と活動に興味がある人をつなぐ場とする。
- SNS (Facebook, Twitter, Instagram) を活用した情報発信



4

生物多様性を取り巻く課題

プランに基づき取組を進めてきたが、依然として以下のような課題がある。

- 1 ライフスタイルの変化による人と自然との関わりの希薄化
⇒ 里地里山の荒廃、シカ、イノシシ等による鳥獣被害の増加
街中では“自然との触れ合い”的機会が減少
- 2 生物多様性の「分かりにくさ」
⇒ 生物多様性の概念や目指すべき社会像、各主体の役割等、「分かりにくさ」の解消が必要
- 3 生きものの種及び生息環境の保全
⇒ 深泥池や大原野森林公園等をはじめ、依然として各所で発生している外来種の増殖やシカの食害などの生態系被害への対策強化
- 4 他分野との連携
⇒ 生物多様性は、地球温暖化及び廃棄物対策、都市緑化や地域活性化、観光、文化、健康といった様々な側面と関連していることから、こうした様々な観点を踏まえた取組が必要

5

審議のポイント

- 1 これからの時代にかなう
「人と自然の関わり」の構築**
- 2 生物多様性の分かりにくさを解消し,
誰もが「自分ごと」として取り組むため
の考え方**

6

検討に当たっての主な論点

環境分野の視点だけでなく、都市緑化、地域活性化、観光、文化、健康等の様々な視点を踏まえ、SDGsの達成、レジリエンスの向上にも資するプランとなるよう、議論を進める。

- 1 長期的ビジョン**
次期プランは、2030年度までの10年のプランとするが、これをより効果的なものとするため、長期的なビジョンもプランに掲げる。
- 2 各主体の責務・役割と行動につながるための指標**
各主体の責務と役割を明確にするとともに、生物多様性に配慮した取組の実践と定着を図るため、具体的な目標と指標を設定する。

7

検討に当たっての主な論点

3 リーディング事業の検討

一人ひとりが「自分ごと」、「みんなごと」として取り組めるきっかけづくりとして、誰もが取り組みやすい保全活動をリーディング事業として検討する。

4 学び・理解を深めるための拠点形成とネットワークの充実

- 京工コロジーセンター、南部クリーンセンター第二工場に併設する環境学習施設「さすてな京都」、動物園等との連携の幅を広げ、学び・理解を深める拠点を形成する。
- あらゆる主体が保全活動を持続的に展開し、オール京都で取り組めるよう、各主体間のネットワークの充実を図る。

8

今後のスケジュール

▶ 令和元年7月

- ・環境審議会へ諮問

年度内に生物多様性保全検討部会を4回開催し、次期プラン骨子を取りまとめる



▶ 令和2年夏

- ・次期プランについての環境審議会からの答申



▶ 令和2年秋～冬

- ・パブリックコメントの実施



▶ 令和3年3月

- ・次期プランの策定

9

京都市環境保全基準の一部改定について

1 概要

この度、京都市環境保全基準（以下「市保全基準」という。）のうち、「大気汚染に係る環境保全基準」及び「土壤汚染に係る環境保全基準」の一部を本年4月1日に改定し、告示しましたので御報告いたします。

これは、平成30年9月環境省告示第77号及び同11月環境省告示第100号により、国が定める環境基準のうち、大気の汚染に係る環境基準及び土壤の汚染に係る環境基準が改定されたことに伴うものです。

2 国による環境基準改定の経緯及び内容

（1）大気の汚染に係る環境基準

「トリクロロエチレン」の大気の汚染に係る環境基準値は、平成8年の中央環境審議会（以下「審議会」という。）からの答申を受けて、「年平均値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」とされてきました。

その後、平成26年に国際がん研究機関（IARC）が、「トリクロロエチレン」の発がん分類をグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）から1（ヒトに対して発がん性がある）に見直したこと等を踏まえ、審議会において審議が進められ、平成30年9月に大気の汚染に係る環境基準について答申がなされました。

その後、国においては、この答申を受けて、平成30年11月に「トリクロロエチレン」の大気の汚染に係る環境基準値が「年平均値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」から「年平均値 $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下」に変更されました。

改 定 の 内 容	<u>トリクロロエチレンの環境基準値の改定</u> 【現 行】 「1年平均値が <u>$0.2\text{mg}/\text{m}^3$</u> 以下であること」 ↓ 【改定後】 「1年平均値が <u>$0.13\text{mg}/\text{m}^3$</u> 以下であること」
公布日（告示日）	平成30年11月19日
施 行 日	平成30年11月19日

（2）土壤の汚染に係る環境基準

「1,2-ジクロロエチレン」の土壤の汚染に係る環境基準は、その異性体の1つであるシス体（シス-1,2-ジクロロエチレン）として設定されてきました。

一方、土壤汚染と密接な関係にある地下水の汚染に係る環境基準は、シス体からシス体とトランス体の和である「1,2-ジクロロエチレン」に平成21年にすでに見直されていました。審議会では、こうした状況等を踏まえて審議が進められ、平成30年6月に土壤の汚染に係る環境基準について答申がなされました。

その後、国においては、この答申を受けて、平成30年9月に土壤の汚染に係る環境基準である「シス-1,2-ジクロロエチレン」が「1,2-ジクロロエチレン」に変更されました。

改 定 の 内 容	1,2-ジクロロエチレンの環境基準の改定 【現 行】シス-1,2-ジクロロエチレン ↓ 【改定後】1,2-ジクロロエチレン ※環境基準値は変更なし
	公布日（告示日） 平成30年 9月18日 施 行 日 平成31年 4月 1日

3 市保全基準の改定

(1) 改定内容

市保全基準では、「人の健康に係る項目」について、環境基準として新たに追加又は改定された場合には、これを市保全基準にも追加又は改定することとしているため、国の環境基準と同様の改定を行いました。（別紙参照）

(2) 改定日（告示日）

平成31年4月1日

<参考1：用語説明>

【環境基準】

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水質、土壤、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもの。

【京都市環境保全基準】

京都市環境基本条例第11条の規定に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、京都市が独自に定めているもの。

<参考2：環境審議会への報告>

京都市環境基本条例では、市保全基準の改定に当たっては環境審議会の意見を聴かなければならない旨を規定していますが、平成18年8月の環境審議会において、環境基準として新たに追加又は改定された項目が「人の健康に係る項目」である場合は、審議会の意見を聞くことなく、これを市保全基準へ追加又は改定することができるとの判断をいただいている。

なお、今回改定した市保全基準は、「人の健康に係る項目」に該当します。

○ 「人の健康に係る項目」に該当する項目

大気汚染、水質汚濁（人の健康保護に係るもの）、地下水汚染、土壤汚染

○ 「人の健康に係る項目」に該当しない項目

水質汚濁（生活環境に係るもの）、騒音、悪臭、地盤沈下、緑、ダイオキシン類

資料10（別紙）

京都市環境保全基準 新旧対照表

従来		改定後	
1 大気汚染に係る環境保全基準		1 大気汚染に係る環境保全基準	
項目	基準値	項目	基準値
(略)	(略)	(略)	(略)
トリクロロエチレン	1年平均値が <u>0.2mg/m³</u> 以下	トリクロロエチレン	1年平均値が <u>0.13mg/m³</u> 以下
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
6 土壤汚染に係る環境保全基準		6 土壤汚染に係る環境保全基準	
項目	基準値	項目	基準値
(略)	(略)	(略)	(略)
シスー1,2-ジクロロエチレン	検体1Lにつき 0.04mg 以下であること。	1,2-ジクロロエチレン	検体1Lにつき 0.04mg 以下であること。
(略)	(略)	(略)	(略)